

< 保育所等における保育・保健活動の留意点 場面編 >



就学前教育・保育施設等（以下保育所等）において、子どもの成長発達や健康維持のために欠かすことができない保育活動や定期健診等があります。新型コロナウイルス感染症の感染拡大を予防しながら、各活動を行うか、実施または中止の判断も含めて検討しましょう。今回は園外散歩、プール・水遊び活動、定期健診、歯科健診について各省庁から示されている方針をもとに留意点をお示ししています。各行政での指針等がある場合には、それに従ってください。

【園外散歩】

園外への散歩は特に園庭を持たない保育所等において子どもの屋外遊びの重要な時間です。新型コロナウイルス感染症の対応が長期化する中で、屋外活動を全く行わないことは子どもたちの健全な発達にも影響を及ぼしてしまいます。園外の散歩に出る際には、十分な感染症対策をとるようにしましょう。

市中感染が拡大している時期（ガイドブック“赤”“黄色”の地域）では原則園外散歩は控えた方がよいでしょう。都道府県で警戒が出されていなくても、地域内で感染者、特に経路不明の感染者が一定割合いる場合には控えましょう。

散歩から帰園した際には、子どもも保育者も必ず流水と石けんで手を洗いましょう。

散歩時の留意点

< 乳児 >

- ・乳児の散歩で使用するバギーや避難車を介した感染を予防しましょう。使用毎にアルコール消毒液もしくは次亜塩素酸ナトリウム消毒液による拭き取りの消毒を行います。次亜塩素酸ナトリウム消毒液で清拭後は水拭きすることが望ましいです。消毒する場所は子どもが触れる手すりや椅子、背もたれなどです。
- ・対面式のバギーは可能な場合には子どもを互い違いに座させます。特に1歳未満の乳児は対面での乗車を避けましょう。
- ・公園等で遊ぶ際には、遊具の使用は控えた方がよいでしょう。使用する場合は、子どもが密接しないよう配慮し、子どもが遊具をなめたりしないよう一人の職員が少人数を見るような体制が必要です。

< 幼児 >

- ・幼児は手をつなぎ、密接した状態で移動をしますが、これは安全管理上避けることができません。一方で、おしゃべりをせずにお散歩することはなかなか難しいでしょう。気温や湿度で熱中症の危険が低い場合にはマスクの着用も勧められますが、顔色が見えにく

く、熱がこもるため十分な注意が必要です。こまめな水分や塩分の補給を行い、状況に応じてマスクの着用の可否を検討しましょう¹⁾。

- ・子どもにはつないだ手を自分の目・鼻・口に持って行かないことを十分に指導しましょう。指しゃぶりがあるお子さんは保育者が手をつなぐなどの配慮を検討しましょう。
- ・公園では、子ども同士が一定の距離を保って遊べるよう工夫をします。遊具の順番を待つ場所なども間隔をあけるよう子どもに指導していきます。遊んでいる最中のマスクの着用は熱中症予防の観点から避けましょう。遊んでいるときのマスクを保管できるよう個別にマスク袋を持参してもらうなどの工夫をしましょう。
- ・遊具を消毒することの効果は限定されていることから行う必要はありません。

【プール活動・水遊び】

夏場子どもたちのプールや水遊びの活動は水に触れる感覚を楽しんだり、水の中で体を動かし体力をつけるなど、心身の発達に重要な活動の一つです。新型コロナウイルスは、プール水の遊離残留塩素濃度が適切に管理されている場合においては、水中感染のリスクは低いとされています²⁾。しかし、クラスが合同になったり、着替えやシャワーで密接になる、また、プールの中でも子ども同士が密接して遊ぶことが多く、水を介した感染よりも、飛沫や接触による感染のリスクが高まります。子どもの密集や密接、また物を介した接触予防策をとることを前提に、プール活動や水遊び活動の可否を判断しましょう。ただし、行政機関より実施方針が示されている場合にはそれに従ってください。

<プール活動・水遊びを行う上での留意点>

- ・プール活動や水遊びにあたり、子どもの体温や鼻水・咳の呼吸器症状や下痢・嘔吐などの消化器症状、また全体的な活気など子どもの健康状態を把握し、いつもと異なるなど体調不良が見られる場合には、プール活動・水遊びの参加は見合わせましょう。
- ・体調不良や見学者は熱中症予防の観点からできるだけ室内での保育を行うようにしましょう。他のクラスと合同にせず個別で対応できることが望ましいです。個別対応が困難で、他のクラスに混ざり保育が行われる場合には、誰がどのぐらいの時間、該当のクラスに滞在し、その時間帯の保育者が誰であったかわかるようにしておきます。
- ・保育所等のプール活動では、職員2人以上での監視体制が安全管理のために不可欠です。感染症対策、安全管理を鑑み、十分な職員確保が行えるか、無理をしてプール活動を行うことがないよう、状況によっては活動は中止とする判断もやむを得ません。
- ・プールの遊離残留塩素濃度は、0.4-1.0mg/Lとし、プールのどこの場所でも濃度が一定となるようにしましょう。クラスの入替時は、必ず残留塩素濃度を再測定し、基準を満たすようにしてください。低年齢児が利用することが多い簡易ミニプール（ビニールプール等）についても同様の管理を行ってください³⁾。
- ・入水前後には通常通り、シャワーで十分に身体を洗い流します。

- 子どもや職員がよく触れるシャワーの水栓、更衣を行う場所のドアノブやカーテン等はこまめに消毒を行います。クラスを入れ替える場合などはその間で消毒をしましょう。更衣の前後では手洗いをを行うようにします。
- プール内では、密集をさけるため、大人数で一斉に入ることは避けましょう。年長児には大声を出すことはしないよう指導をするようにします。
- 子ども同士が水の中で触れ合う（手をつなぐなど）遊びは控え、子ども同士が密接しないようなプール遊びを検討しましょう。プールサイドでのバタ足や水中のフープくぐり、ワニ歩きなど普段から取り入れている遊びを、間隔をあげながらできるよう工夫をしてみましょう。
- プールで使用するビート板やおもちゃなどは、子ども達同士での共有はできるだけ控えめです。クラス毎に入れ替えるなどして、クラスとクラスの間での共有は避けましょう。
- 子どもが使用するタオル、帽子を共有することは避けます。取り違え等にも十分に注意しましょう。
- 乳児の水遊びは、これまで通り、排泄が自立していない場合には個別（たらい等）で行います。距離は1m程度あけることが望ましいです。ただし、職員の配置場所に十分注意し、目を離さないよう安全対策を怠らないでください。
- プール活動や水遊び中に子どもたちの鼻水を処理する際には、ティッシュなどで拭き、ビニール袋に入れ、密閉します。処理をした後はアルコール消毒による手指衛生を行います。
- 実施にあたっては、プール活動における感染対策について保護者と共有し、保護者の協力を得ていきましょう。



【定期健診】

保育所等では入所時及び年 2 回の健康診断を、学校保健安全法に準じて実施することが求められています。厚生労働省は状況によって延期は差し支えないとしており⁵⁾、文部科学省は通常では6月末日を実施の期日としていましたが、新型コロナウイルス感染症に伴い、実施の準備が伴わない場合には年度末日までに実施するよう示しています⁶⁾。期日に関しては、皆様の地域の行政機関への問い合わせをお願いします。

子どもたちの定期健診にあたっては、以下の点について留意をして実施方法を検討しましょう。

<留意点>

- ・子どもの当日の健康状態（体温や呼吸器・消化器症状の有無）を確認し、体調不良がある場合には個別対応を行うようにします。（別日に実施する、最後に見てもらうなど）
- ・健診の場所は換気を行い、同時に大人数を入れないようにします。できるだけクラス毎に部屋に入れ、クラスが混同することは避けましょう。
- ・マスクを着用できる状況の場合には、待機中は子どもたちにマスクを着用してもらいましょう。また子どもの待機中の会話はできるだけしないよう工夫をします。
- ・咽頭の診察を行う際には⁷⁾、嘱託医に、手袋・マスク、ゴーグルまたはフェイスシールドの着用をお願いします。手袋は子ども毎に交換を行うことが推奨されます。嘱託医・介助にあたる職員は子ども毎にアルコール消毒液等を用いて手指衛生をします。

【歯科健診・歯磨き】

学校保健法に定められる歯科健診は、う歯等の発見のみならず、子どもたち一人一人の健康状態を把握するための大切な健康診査です。一方で、口腔内に触れることから感染症予防を十分に行うことが求められます。嘱託の歯科医師等と実施方法については事前に十分に検討しましょう。また、子どもたちの保育所等での食後の歯磨きについても、飛沫が飛びやすいことから、感染症拡大予防の観点から再度、衛生管理について点検をしましょう。

<留意点>

① 歯科健診

- ・子どもの当日の健康状態（体温や呼吸器・消化器症状の有無）を確認し、体調不良がある場合には個別対応を行うようにします。（別日に実施する、最後に見てもらうなど）
- ・健診の場所は換気を行い、同時に大人数を入れないようにしましょう。できるだけクラス毎に部屋に入れ、クラスが混同することは避けましょう。
- ・マスクを着用できる状況の場合には、待機中は子どもたちにマスクを着用してもらいましょう。また待機中の会話はできるだけしないよう工夫をします。
- ・健診を行う歯科医師はマスク・手袋を着用する。目を防護するフェイスシールドやゴーグル

ルなどの着用も望ましいです⁷⁾。乳児や年少幼児で子どもを抱くなど直接介助する職員もこれらの防護をすることが望ましいでしょう。記録者は 1m 以上離れるようにし、マスクを着用します。

- 直接診察や介助を行う人は、子ども毎に手袋を交換します。フェイスシールドやゴーグルは汚染された際には交換する、もしくはアルコール消毒液や次亜塩素酸ナトリウム消毒液で拭き取りましょう。



②食後の歯磨き（文献 8）を参考）

- 歯磨きの際には子ども同士の距離を開けるようにし、歯磨きをする場所が密集しないように工夫をします。
- 室内は換気を行います。
- 歯磨き中の私語はしないよう子どもたちに指導をしましょう。
- 歯磨きは口を閉じて行うよう指導をしましょう。
- 職員が仕上げ磨きをする場合には対面では行わず、唾液のしぶきが飛ばない場所から行います。職員はマスクを着用し、必要時にはめがねやゴーグルの着用も検討しましょう。
- うがいをするときは少ない水(10ml 程度)を口に含むよう指導します。水を吐き出す際には低い位置から吐き出し、飛び散りを最小限にするよう子どもたちに指導をしましょう。
- 歯磨き後は手洗い場や周囲を消毒するようにしましょう。
- 使用した歯ブラシやコップは、水道水で洗浄後、乾燥をさせます。その際には、子ども同士の歯ブラシが接触することがないように注意をします。また家庭に持ち帰った際に再度洗浄をしてもらうなど家庭の協力を得ていきましょう。
- 歯磨きは感染症拡大予防のみならず、安全対策も欠かせません。それぞれを鑑み、場合によっては、保育所等での歯磨きを中止することも検討しましょう。

<引用・参考文献>

- 1) 厚生労働省(2020.5.29) 保育所等における新型コロナウイルスへの対応にかかる Q & A について（第五報）
<https://www.mhlw.go.jp/content/11920000/000635228.pdf>
- 2) 文部科学省/スポーツ庁(2020.5.22) 今年度における学校の水泳授業の取扱いについて
https://www.mext.go.jp/content/20200522-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 3) 厚生労働省(H.19.5.28) 遊泳用プールの衛生基準について
<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei01/pdf/O2a.pdf>
- 4) Centers for Diseases control and presentation(2020.5.27) Considerations for Public Pools, Hot Tubs, and Water Playgrounds During COVID-19
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/community/parks->

rec/aquatic-venues.html

- 5) 文部科学省(2020.3.19) 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく児童生徒等及び職員の健康診断の実施等に係る対応について
https://www.mext.go.jp/content/20200316-mxt_kouhou01-000004520_2.pdf
- 6) 日本耳鼻咽喉科学会(2020.4.2) 新型コロナウイルス感染症の現状を踏まえた児童生徒等の耳鼻咽喉科健康診断実施に係る対応について(続報)
http://www.jibika.or.jp/members/iinkaikara/gakkouhoken_covid19_t.html
- 7) 日本学校歯科医会(2020.6.1) 学校歯科健康診断時の感染症対策について
https://www.nichigakushi.or.jp/news/pdf/corona_shishin.pdf
- 8) 日本学校歯科医会(2020.6) 歯みがき実施のためのチェックリスト
<https://www.nichigakushi.or.jp/pdf/checklist.pdf>

<監修>

- | | |
|-------|---|
| 安井 良則 | 大阪府済生会中津病院 感染管理室長 |
| 権 暁成 | K DENTAL CLINIC 院長 |
| 藤木くに子 | 北里大学メディカルセンター感染管理室認定看護師
北里大学看護キャリア開発・研究センター認定看護師教育課程(感染管理)
主任教員 |